

公益社団法人日本放射線技術学会 地方支部規約関東支部運用細則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 支部の名称は公益社団法人日本放射線技術学会地方支部設置規程第3条第1項により公益社団法人日本放射線技術学会関東支部とする。(以下、公益社団法人日本放射線技術学会は「本学会」、公益社団法人日本放射線技術学会関東支部は「支部」と呼称する。)

(適用範囲)

第2条 この支部規約運用細則の適用範囲は、定款、規約、規程ならびに内規に定めるもののほか、関東支部運営にかかわる必要事項について適用する。

(支部の構成範囲・組織機構)

第3条 支部構成は本学会支部設置規程第3条第2項による。

2.支部運営を円滑に行うために、組織機構を別に定める。

(支部連絡事務所)

第4条 支部連絡事務所は、東京都文京区本郷3丁目11-9 ピクセルお茶の水101号 日本放射線技術学会東京事務所内に置く。

2.支部事務処理のため、連絡事務所に職員を置くことができる。

3.職員の任免は、支部理事会の承認を得て支部長が行う。

4.職員の服務・給与及び事務運営事項は別に定める。

第2章 目的および事業

(目 的)

第5条 支部規約第3条に基づき、支部は関東地域における会員の放射線技術学に関する研究発表、知識研鑽の交換及び関連学会並びに各界との学術交流を推進し、学術の進歩向上に寄与する事を目的とする。

(事 業)

第6条 支部は前条の目的を遂行するため、本学会定款第5条及び、支部規約第4条に基づき事業の趣旨を以下に定め事業を行う。

(1)本学会理事会、総会で承認された学術集会などの開催

(2)本学会委員会、支部主催の講演会、研修会、セミナーなどへの支援

(3)支部起案による事業

2.事業活動に関する事項は、別に定める。

第3章 支部会員

(支部会員)

第7条 支部会員は本学会定款第5～11条ならびに支部

規約第6～8条によるものとする。

第4章 役員

(役 員)

第8条 支部に次の役員を置く。

1.支部長 1名

2.副支部長 若干名

3.支部理事 20名以内 (支部長・副支部長を含む)

4.支部監事 2名

(支部長・支部監事の選出)

第9条 支部長及び支部監事は、支部理事会が本学会へ推薦する。

(支部理事の選出・選任)

第10条 支部理事は、支部理事会で正会員のなかより選出し、支部長が選任する。

(支部長及び副支部長の職務)

第11条 支部長は支部の会務を統括し、支部を代表する。

2.副支部長は支部長を補佐し、支部会務を遂行する。

(支部理事の職務)

第12条 支部理事は支部理事会を組織し、支部執行会務を円滑に審議決定して執行する。

(支部監事の職務)

第13条 支部監事は支部運営を監査し、民法59条の職務を行う。

(役員任期)

第14条 支部役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2.支部長の任期は、最長でも3期6年とする。

3.支部監事の任期は、最長でも3期6年とする。

(補充選出)

第15条 支部長及び支部監事に欠員を生じた場合、補充選出を行い本学会へ推薦する。

2.補充選出に関する事項は別に定める。

(役員解任)

第16条 支部は役員が次の事項に該当する場合は、支部理事会において4分の3以上の可決をもって解任することができる。

1.心身の故障によって、職務の遂行に堪えない場合

2.職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があった場合

(役員報酬)

第17条 支部の役員は無報酬とする。

2.支部会務に要した経費の支出は別に定める。

第5章 会 議

(会議の種類)

第18条 支部の会議は次の通りとする。

1.通常支部報告会及び臨時支部報告会

2.支部理事会

3.支部監事会

第6章 支部報告会

(支部報告会の構成及び招集)

- 第 19 条 支部報告会は正会員をもって組織する。
2. 通常支部報告会は各事業年度に一回以上とし支部長が召集し開催する。
 3. 臨時支部報告会は支部理事会・支部監事会が必要と認めた時、支部長が召集し開催する。

(支部報告会報告事項)

- 第 20 条 支部報告会は次の事項を報告する。
1. 事業計画及び収支予算計画についての事項
 2. 事業報告及び収支決算についての事項
 3. 財産目録及び貸借対照表についての事項
 4. その他事業に伴う事項
 5. 支部理事会が必要と認めた事項

(支部報告会記録)

- 第 21 条 支部報告会の記録は総務委員会が作成し、保存する。

第 7 章 支部理事会・支部監事会

(支部理事会の構成及び召集)

- 第 22 条 支部理事会は支部理事をもって構成する。
2. 支部理事会は、必要に応じて支部会員の出席を求め、審議に加えることができる。ただし、出席を求められた支部会員が審議の採決に加わることはできない。
 3. 定例支部理事会は支部長が召集する。支部理事会の召集は、開催日より 20 日以前に所定の書面等をもって行う。
 4. 支部長は 3 分の 1 以上の支部理事から支部理事会開催の請託を受けた場合は、30 日以内に臨時支部理事会を招集しなければならない。

(支部理事会の議長選出)

- 第 23 条 支部理事会の議長は、出席支部理事の互選により選出する。

(支部理事会議決事項)

- 第 24 条 支部理事会は支部会務執行に関する事項及び支部長が必要と認めた事項を議決する。

(支部理事会の議決方法)

- 第 25 条 支部理事会は支部理事 3 分の 2 以上の出席をもって議事を開き議決する。但し、当該議事事項について、事前に委任状により意志を表示した者は出席とみなす。

2. 支部理事会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(支部監事会)

- 第 26 条 支部監事会は支部監事をもって構成し、支部長が召集する。

2. 支部監事は会務及び会計の監査にあたる。

(議事録)

- 第 27 条 会議の議事に関する事項は議事録を作成する。

第 8 章 資産および財務会計

(基本資産の構成)

- 第 28 条 支部の基本資産は次の通りとする。

1. 研究奨励基金
2. 支部費
3. 本学会よりの助成金
4. 事業に伴う収入
5. 資産から生ずる収入
6. 寄付金及び賛助金
7. その他の収入

(基本資産の管理)

- 第 29 条 支部の基本資産は支部長が管理し、基本資産のうち現金は所定の預金口座を設ける。

2. この資産は担保に供してはならない。

(資産の支弁)

- 第 30 条 この資産の支弁は、支部理事会の承認を得た事業の運用に関するものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第 31 条 支部の事業計画及び収支予算は各事業年度前に支部長が作成し、支部理事会の承認を得て支部報告会で報告する。

(事業報告及び収支決算報告)

- 第 32 条 支部の事業報告及び収支決算報告書は各事業年度末をもって支部長が作成し、支部理事会の承認を得て支部報告会で報告する。

(会計年度)

- 第 33 条 支部の会計年度は各年 3 月 1 日をもって起し、翌年 2 月末日を以て閉じる。

第 9 章 運用細則の変更

(運用細則の変更)

- 第 34 条 この運用細則の変更は、支部理事会において 3 分の 2 以上の承認を得て支部報告会で報告する。

第 10 章 要項の設定基準

- 第 35 条 支部はこの運用細則の他、会務執行に必要な要項を定める。

2. 要項の制定・変更は、支部理事会の承認を得て行う。

附 則

平成 3 年 11 月 16 日	一部改訂
平成 9 年 3 月 31 日	一部改訂
平成 14 年 2 月 2 日	一部改訂
平成 15 年 2 月 8 日	一部改訂
平成 17 年 2 月 5 日	一部改訂
平成 19 年 11 月 24 日	一部改訂
平成 21 年 2 月 7 日	一部改訂
平成 21 年 11 月 8 日	一部改訂
平成 22 年 11 月 13 日	一部改訂
平成 23 年 7 月 24 日	一部改訂
平成 23 年 11 月 26 日	一部改訂
平成 24 年 7 月 28 日	一部改訂
平成 27 年 11 月 1 日	一部改訂

平成 28 年 7 月 17 日 一部改訂
平成 28 年 11 月 3 日 一部改訂
平成 30 年 2 月 3 日 一部改訂
平成 30 年 4 月 28 日 一部改訂

公益社団法人日本放射線技術学会 地方支部規約関東支部運用細則 に関する要項

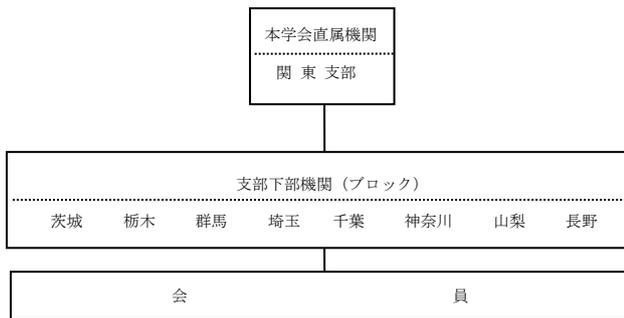
(目的)

第1条 この要項は、公益社団法人日本放射線技術学会地方支部規約関東支部運用細則（以下「運用細則」とする）が円滑に機能することを目的とし、以下にその事項を定める。

1. 支部組織・運営（運用細則第1章関係）

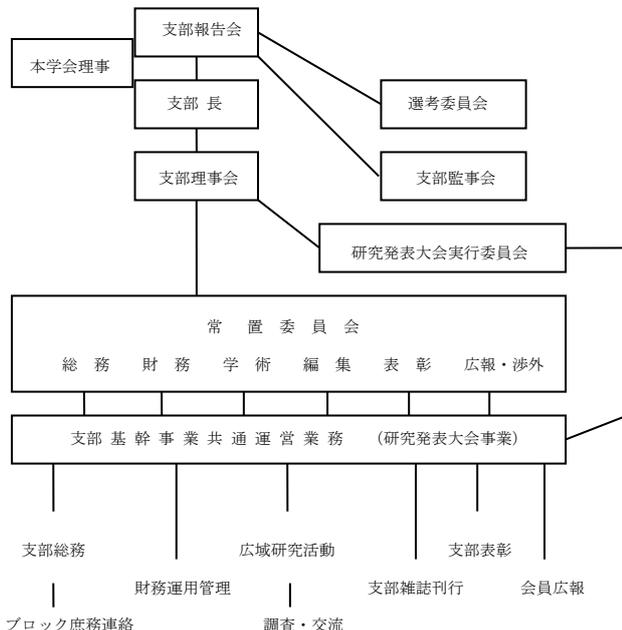
(支部の構成)

- 第2条 支部の事業を推進するため、各県を1ブロックとし、支部下部機関として会員への連絡・広報機能を密にし、周知を計る。
- 2.各ブロックは、支部理事の中から所定の代表者及び連絡場所を定める。
 - 3.ブロックは支部固有の名称に留め、ブロックの自主的機能は、支部共通の事業運営に貢献するものとする。
 - 4.支部の構成は次の図による。



(支部運営組織)

第3条 支部は、次の組織を構成する。



- 2.支部理事会の開催は年5回の定例開催を原則とする。
- 3.支部監事会の開催は年2回の定例開催を原則とする。
- 4.支部は基幹事業推進のため、委員会を設置する。
- 5.各委員会の設置に関する事項は、「第5章」に定める。(連絡事務所運営)

第4条会務事務管理は支部長が行う。

- 2.支部長は事務処理を補佐する職員を、暫定雇用期間を定めて雇用することが出来る。
- 3.暫定雇用に要する人件費は、支部理事会の承認を得る。
- 4.職員は、服務に係る会務の守秘義務を担う。
- 5.施設内に連絡事務所を開設する場合は、支部長は施設長の承諾を得る事とする。
- 6.連絡事務所運営に関するその他の関連事項は、支部理事会の協議承認を得ることとする。

2. 事業活動（運用細則第2章関係）

(事業及び活動)

- 第5条 支部は運用細則第6条の支部起案による事業のうち、以下の項目を基幹事業とし活動を行う。
- 1.支部研究発表大会を年1回開催する。
 - 2.支部雑誌を年1回刊行する。
 - 3.学術研究グループを設置し研究活動事業を行う。研究グループは本部部会に準ずる領域とする。
 - 4.講演会・セミナー等の開催を行う。
 - 5.支部功労者並びに研究実績の表彰を行う。

3. 支部費（運用細則第3章関係）

(支部費)

第6条 支部費の設定は、本学会会費納入規程に準ずる。

4. 役員選出・選任（運用細則第4章関係）

(選考委員会)

- 第7条 運用細則第9条による役員を選考に関する事項を公正所轄するため、選考委員会を置き、支部長は委員3名を推薦し、支部理事会の承認を得て委嘱する。
- 2.選考委員会は、次の事項を行う。
 - (1)支部長・支部監事候補者選考の公示は、支部雑誌と支部ホームページに掲載する。
 - (2)立候補の届け出期間は、30日間とする。
 - (3)立候補者の資格及び、立候補届け出書類の審査を行う。
 - 3.選考委員会は、立候補届け出に関する次の書類を整え、立候補者に渡す。
 - (1)立候補届書（様式：選-1）
 - (2)推薦書（様式：選-2）
 - (3)抱負・履歴書（様式：選-3）
 - 4.選考委員の任期は2年とし、再任はこの限りとなしない。
(支部長・支部監事の立候補)

第8条 支部長・支部監事の立候補者に際しては、50人の推薦人（正会員）を必要とする。

2.立候補者は、立候補届け（様式：選-1）並びに推薦書（様式：選-2）立候補の抱負・履歴（様式：選-3）を選考委員会に提出する。

3.立候補者の辞退は、要項第7条4・(1)(2)の期間内に速やかに届け出を行う。

(支部長・支部監事候補の選考)

第9条 支部長・支部監事候補は、支部理事会で審議し支部報告会で報告する。

2.立候補者が、定数を超えた場合は、支部報告会において意向投票を行う。

3.意向投票は出席者の挙手によって行う。

(副支部長の選任)

第10条 副支部長は支部長が推薦し、支部理事会の承認を得て選任する。

(本学会理事・監事の推薦)

第11条 支部は、本学会理事及び監事を支部理事会の承認を得て、立候補を推薦する。

2.支部理事会は、支部長を理事に推薦する。

3.任期は本学会規程による。

4.本学会理事・監事の推薦に関する事項は、支部理事会の承認を得ることとする。

5, 委員会

(委員会の構成)

第12条 支部は要項第3条の5に基づき各委員会を設置する。委員会は支部理事により構成する。

2.各委員会には、委員長を置く。

(総務委員会)

第13条 総務委員会は、次の事項を主務とする。

(1)本学会事務事項に関する事

(2)支部事務管理、支部報告会・支部理事会に関する事

(3)企画及び、運用細則・要項に関する事

(4)下部機関、支部会員庶務事項に関する事

(5)連絡事務所運営に関する事

(6)支部で取り扱う個人情報の管理、並びに本会「個人情報保護に関する規程の「個人情報保護担当者」に関する事。

2.総務委員長は支部事業を掌握し、総務・庶務等の事務処理を統括する。

(財務委員会)

第14条 財務委員会は、次の事項を主務とする。

(1)支部会計の予算・決算に関する事

(2)財資運用決算と契約に関する事

(3)支部財務監査に関する事

2.財務委員長は支部財資の健全な運用を行い、財務全般に関する統括管理を行う。

(学術委員会)

第15条 学術委員会は、次の事項を主務とする。

(1)学術研究・調査・企画に関する事

(2)支部研究発表大会の学術企画及び、運営に関する事（講演・シンポジウム等）。学術委員長は、委

員の中から支部研究発表大会開催担当委員（若干名）を選定する。

(3)学術研究グループ・班の設置活動及び、運営管理に関する事

(4)関連学会・各界との学術交流に関する事

(5)研究助成に関する事

2.学術委員長は、支部学術研究・調査及び、研究発表大会事業を企画推進し基幹事業の運営を統括する。

(編集委員会)

第16条 編集委員会は、次の事項を主務とする。

(1)支部雑誌の編集・刊行に関する事

(2)支部事業業績の記録編集に関する事

2.編集委員長は、支部雑誌の編集企画・刊行業務を統括する。

(表彰委員会)

第17条 表彰委員会は、次の事項を主務とする。

(1)支部表彰者の推薦に関する事

(広報・渉外委員会)

第18条 広報・渉外委員会は、次の事項を主務とする。

(1)支部情報への広報に関する事

(2)支部ホームページの管理・運営に関する事

(3)研究発表大会ホームページへの協力

(4)関連学会・関連団体および教育機関との連携協調・広報に関する事。

(研究発表大会実行委員会)

第19条 支部研究発表大会の組織構成は次の通りとする。

(1)支部研究発表大会に大会長を置き、大会を統括する。

(2)大会長は、支部長がその任に就く。但し支部長が他に適任と認める者がいれば、支部理事会に推薦し、承認を得て委嘱することができる。

(3)大会長は、研究発表大会の開催を円滑に推進するため、実行委員会を組織する。

(4)支部研究発表大会実行委員会に実行委員長を置き、実行委員長が統括運営を行う。

(5)実行委員は、実行委員長が選任し、大会長が委嘱する。

学術委員会の支部研究発表大会開催担当委員も、実行委員として加わる。

(6)実行委員会は、学術委員会と共同で研究発表大会の開催企画、運営にあたる。

(委員会共通協議事項)

第20条 支部研究発表大会開催に際し、各委員会は、開催に係る共通事項を協議し、支部理事会の承認を得ることとする。

6, 資産及び財務会計（運用細則第8章関係）

(研究奨励基金)

第21条 この基金は運用細則第29条に基づく基本資産として設置し、運用細則第6条の事業を達成するための研究奨励を目的に使用する。

(財務資産運用)

第22条 支部の財務資産運用に関し、事業の効率的な運営と適正な財務執行のために基本財資の形成及び運用を定め、綿密な事業予算計画のもとに運用をはかる。(基本財資の形成：歳入計画)

- 第23条 基本財資の形成は、次の財資形成科目を定め、役員は連帯のもと財資形成を担う。
- 1.基本固定財資は、支部創立基金及び、支部費・本学会助成金をもって確立する。
 - 2.事業固定財資は、本学会支部研究会助成金をもって確立する。
 - 3.基幹流動財資は、支部基幹事業計画に基づく、広告収入・展示収入をもって確立する。
 - 4.事業流動財資は、研究発表会参加登録費収入をもって確立する。
 - 5.寄付金財資は、支部事業への協力賛助金・寄付金等によって確立する。

(基本財資の運用：歳出計画)

- 第24条 基本財資の運用は、次の基本財資運用科目を定め、役員は連帯のもと適正な財資運用を担う。
- 1.統括管理運用は、定期支部報告会及び支部理事会開催に係る財資運用を定める。
 - 2.基幹学術事業運用は、研究発表会開催及び広域学術活動助成に係る財資運用を定める。
 - 3.広報機関誌刊行事業運用は、支部雑誌の編集・刊行及び会員広報に係る財資運用を定める。
 - 4.支部運営業務運用は、支部運営に係る通信・印刷、付器備品・消耗品、事務員雇用、交通・運送、関連雑経費の運用を定める。
 - 5.次期広域活動運用は、ブロック活動費の申請に基づき支部理事会の承認を得て支出し、運用を行う。
 - 6.予備財資は、当該事業外に発生した財資の補充運用とし、運用なき場合は運用差益として次期固定財資に繰り入れを定める。
 - 7.支部理事会交通費及び、事務要員雇用費の支弁は別に定める。

(予 算)

- 第25条 財務委員会は、支部当該事業年度における事業執行の綿密な検討協議のもとに予算を起案し、運用細則第23条及び、第24条に基づく歳入・歳出の全ての予算を編入し予算計画を作成する。
- 1.予算の作成指針は、歳入・歳出の収支総括予算とし、年度開始の30日前に予算書を作成する。
 - 2.予算の執行は定められた範囲内とし、定められた目的以外には使用出来ない。
 - 3.当該事業年度内の事業発生歳出未処理の科目は、翌年度に繰り越し処理を行う。但し、事業の発生なき科目は繰り越し処理を禁止する。
 - 4.歳入財資に欠如を生じた場合は、所定の事業を一時停止し歳出の執行を行わない。
 - 5.支部理事会は前項の発生を速やかに回復するため、事業計画及び予算計画を修正する。

(会 計)

- 第26条 支部財務会計に係る金銭の出納は、財務委員長が管理統括する。
- 1.財務会計に係る金銭の出納記帳記録は、金銭出納帳及び科目別補助簿に記帳し備考録を明記する。
 - 2.出納に係る金銭は、現金発生をもって決済を行う。但し、預貯金・前受金・立替金・振替預金証書は金銭の扱いとする。
 - 3.事業運営に係る財務仮受金・仮払金は、年度内に決済を完了する。
 - 4.金銭の受け払いの証は、所定の領収書・受取証・支払証明書をもって決済の証書とし、保管する。
 - 5.金銭出納に係る証書は、支部公印をもって所定の署名捺印を行い決済を行う。
 - 6.支部は本部代表理事名義の銀行口座を設け管理する。

(決算及び監査)

- 第27条 財務委員会は当該事業年度の終了をもって、財務帳簿を閉じ収支決算書及び財務諸表を作成する。
- 1.総務委員会は当該事業年度の終了をもって、事業報告をする。
 - 2.学術委員会は当該事業年度の終了をもって、学術活動報告をする。報告するにあたっては、研究会毎にまとめたものとする。
 - 3.編集委員会は当該事業年度の終了をもって、編集活動報告をする。
 - 4.表彰委員会は当該事業年度の終了をもって、表彰活動報告をする。
 - 5.広報・渉外委員会は当該事業年度の終了をもって、広報・渉外活動報告をする。
 - 6.支部監査会は当該事業年度の全般にわたる監査を行い支部監査報告書を作成する。
 - 7.支部長は2～7項の報告を統括し、支部理事会の承認を得て事業総括報告を行う。

(旅費・雇用費)

- 第28条 支部は会務のために要する役員・委員及び研究会幹事の旅費交通費は本学会の旅費規程に準ずる。

7. 要項の変更・改訂

- 第29条 この関東支部運用細則に関する要項の変更は、支部理事会の承認を得て改訂する。

附 則

この要項は平成9年4月1日より施行する。

平成9年9月13日	一部改訂
平成11年2月6日	一部改訂
平成11年10月23日	一部改訂
平成12年11月8日	一部改訂
平成13年9月1日	一部改訂
平成13年12月8日	一部改訂
平成15年10月25日	一部改訂
平成16年12月25日	一部改訂

平成 18 年 11 月 11 日	一部改訂
平成 19 年 11 月 24 日	一部改訂
平成 20 年 7 月 5 日	一部改訂
平成 21 年 11 月 8 日	一部改訂
平成 22 年 11 月 13 日	一部改訂
平成 27 年 11 月 1 日	一部改訂
平成 28 年 11 月 3 日	一部改訂
平成 30 年 4 月 28 日	一部改訂
2024 年 7 月 13 日	一部改訂
2025 年 2 月 2 日	一部改訂

表彰に関する要項

(目的)

第1条 この要項は公益社団法人日本放射線技術学会関東支部の目的達成に著しい功績のあった者及び会員の研究奨励における表彰に関し必要な事項を定める。

(名称)

第2条 名称は〔関東支部 功労賞〕,〔関東支部 技術奨励賞〕,〔関東支部 新人賞〕,〔関東支部 支部長賞〕,〔関東支部 研究発表大会優秀演題賞(最優秀演題賞)〕,〔関東支部 研究発表大会学生発表奨励賞(優秀賞)〕,〔関東支部 養成校学部卒業生優秀賞〕とする。

(選考)

第3条 受賞者の選考は以下に基づき表彰委員会によって行い、支部理事会の承認を得るものとする。

ただし、関東支部研究発表大会優秀演題賞および関東支部研究発表大会学生発表奨励賞については、大会長が表彰委員会に推薦し支部理事会の承認を得るものとする。

(推薦選考基準)

第4条 本賞の推薦選考基準は次の通りとする。

〔関東支部 功労賞〕

- (1)関東支部長、研究発表大会長または実行委員長を務めた者
- (2)支部役員を5年以上務め、その功績が認められた者(現任者を除く)
- (3)その他、支部長が特に多大な功績があると認められた者

〔関東支部 技術奨励賞〕

- (1)支部の会員暦が10年以上の者
- (2)支部での研究発表(筆頭)やシポジスト、並びに座長の経験が10回以上で優秀な者
- (3)その他支部長が上記と同等と認められた者

〔関東支部 新人賞〕

- (1)30才未満の者
- (2)支部での研究発表(筆頭)やシポジストが3回以上で優秀な者
- (3)その他支部長が上記と同等と認められた者

〔関東支部 支部長賞〕

- (1)支部事業に多大に貢献し、その功績を支部長が認めた者
- (2)会員の模範となる行為を实践したと支部長が認めた者

〔関東支部 研究発表大会優秀演題賞〕

- (1)当該年度の関東支部研究発表大会に登録した演題の内ガイドラインの評価に則り優秀と認められた演題の発表者

- (2)その他、支部長が上記と同等と認められた演題の発表者

〔関東支部 研究発表大会学生発表奨励賞〕

- (1)当該年度の関東支部研究発表大会に登録した学生演題の内ガイドラインの評価に則り優秀と認められた

演題の発表者

(2)その他、支部長が上記と同等と認められた演題の発表者〔関東支部 養成校学部卒業生優秀賞〕

(1)関東支部内の各養成校の学部卒業生のうち養成校が優秀と認められた者

2.選考にあたっては原則次の各号を勘案するものとする。

(1)現会員であること。

(2)各賞はそれぞれにつき1人1回を原則とする。

(3)研究発表は原則1大会1回とカウントする。

(4)座長・シポジストは表彰委員長が判定会議を開催しカウントを決定する。

判定会議は支部理事、研究会代表幹事から選出する。

3.表彰人数は各賞につき功労賞・技術奨励賞で原則3名以下、新人賞で原則12名以下とする。研究発表大会優秀演題賞は原則最優秀演題賞1名、優秀演題賞は6名以下。学生発表優秀賞は1名、学生発表奨励賞は各養成校1名とする。

4.養成校学部卒業生優秀賞は各養成1名とする。

(各賞の申請、推薦)

第5条 功労賞・技術奨励賞・新人賞の申請は、毎年6月30日までに別紙様式による申請書を表彰委員まで送付すること。

2.研究発表大会優秀演題賞は、大会実行委員会が選考し大会長が表彰委員会に候補者を推薦する。

3.研究発表大会学生発表奨励賞は、大会実行委員会が選考し大会長が表彰委員会に候補者を推薦する。

4.養成校学部卒業生優秀賞は、各養成校が表彰委員会に候補者を推薦する。

(表彰式)

第6条 功労賞・技術奨励賞・新人賞の表彰は毎年1回支部報告会において行うものとする。

2.研究発表大会優秀演題賞の表彰は、大会期間中に行うものとする。

3.研究発表大会学生発表奨励賞の表彰は、大会期間中に行うものとする。

4.養成校学部卒業生優秀賞の表彰は、各養成校の判断に則って授与を行うものとする。

5.表彰は表彰状を授与して行なうものとし、副賞を添えることとする。

(その他)

第7条 この要項に定めるものの他に必要な事項は支部長が支部理事会にはかり定める。

(要項の改訂)

第8条 この要項は支部理事会の承認により改訂することができる。

この要項は平成10年7月4日より施行する。

平成13年12月6日 一部改訂

平成14年12月1日 一部改訂

平成16年12月1日 一部改訂

平成22年11月13日 一部改訂

平成25年2月2日 一部改訂

平成 25 年 11 月 3 日 一部改訂
平成 26 年 11 月 3 日 一部改訂
2019 年 7 月 21 日 一部改訂
2019 年 10 月 22 日 一部改訂
2022 年 2 月 5 日 一部改訂
2022 年 7 月 16 日 一部改訂
2024 年 10 月 27 日 一部改訂

研究助成に関する要項

(目的)

第1条 本要項は、公益社団法人日本放射線技術学会関東支部の支部会員が行う放射線技術学の発展に寄与する研究に対して、研究費の一部を助成することを目的とする。

(助成)

第2条 助成の金額は1研究に対し50,000円とし、3席までとする。

(応募)

第3条 助成の申請方法は次の通りとする。

1. 資格

- (1) 3名以上のグループで代表者が支部会員であること。
- (2) 当該年度までの技術学会会費が納入されていること
- (3) 助成を受けようとする研究テーマが他団体から研究助成を得ていない、あるいは申請中でないこと。
- (4) 助成を取り消された者が研究グループに入っている場合、助成の申請を受け付けない。

2. 方法

- (1) 研究助成申請用紙に必要事項を記載の上、支部学術委員長へメールまたは郵送にて提出する。
- (2) 研究内容は未発表のものに限る。

3. 期間

助成金の申請期間は、毎年1月1日から3月末までを原則とする。

(倫理審査について)

第4条 研究内容については、本学会の「倫理規定および倫理規定ガイドライン」を十分に参照したうえで、応募研究に必要な倫理的対応について理解し、必要に応じて当該施設の倫理審査委員会にて承認を得た上で応募すること。

(審査・採否)

第5条 研究助成の審査は、研究助成選考特別会議にて行う。

2 研究助成選考特別会議は主に支部学術委員で構成する。

3 原則、審査対象は研究内容とし、研究助成選考特別会議構成員に研究代表者名・所属機関および共同研究者名・所属機関は非公開で審査を行う。また、審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことを禁止する。

4 過去に採択された応募者であっても研究内容が新規のものは審査対象とする。

5 研究助成選考特別会議構成員が共同研究者の研究であっても審査対象とする。

6 研究内容が過去に助成を受けたテーマと同一と判断された場合は、採択を見送る事とする。

(審査基準)

第6条 審査では、1研究あたり基準点を3点とし、加点・

減点で採否を評価する。

2 他施設共同研究等、広域性のある研究内容の場合は、1点を加点する。

3 申請用紙に助成金の使用用途が明確に記載されており、その用途が適正である場合は、1点を加点する。

4 研究内容が、創造性・新規性・有効性のいずれかで特に高い場合は、1点を加点する。

5 研究内容が過去に助成を受けたテーマと類似している場合は、1点を減点する。

(採否結果の通知)

第7条 採否結果および審査内容の詳細は、メールあるいは郵送にて応募者へ通知される。

2 採択された研究は、当該年の関東支部雑誌に掲載され、支部会員へ告知される。

(研究成果の発表)

第8条 助成を受けた研究は、当該年度もしくは次年度の関東支部研究発表大会において、その成果を発表もしくは学術論文を本部に投稿すること。ただし、達成できなかった場合は、助成金を返還すること。

2 助成を受けた研究を関東支部研究発表大会で発表する場合は、助成を受けたことを抄録およびスライドに表記すること。

3 翌年以降の関東支部雑誌にて、研究成果を報告すること。

(助成の取り消し)

第9条 正当な理由なく、応募資格の失効、研究成果の発表がなされない場合や、倫理規定および倫理規定ガイドラインの違反等の行為があった場合、その他、関東支部理事会で不適格と認めた場合は助成を取り消し、助成金を一括返納とする。

(個人情報取扱に関する同意について)

第10条 採択者は、研究成果の内容について、日本放射線技術学会関東支部ホームページへの掲載を同意するものとする。

(研究助成金の管理)

第11条 助成金使途に係わる管理について、代表研究者は全ての責任を負う。

(要項の改訂)

第12条 この要項は、支部理事会の承認により改訂できるものとする。

附則 この要項は平成15年3月1日より施行する。

平成16年12月25日	一部改訂
平成18年11月11日	一部改訂
平成21年7月11日	一部改訂
平成23年7月23日	一部改訂
平成28年4月25日	一部改訂
平成29年11月3日	一部改訂
平成30年4月28日	一部改訂
2019年10月22日	一部改訂

研究会に関する要項

(目的)

第1条 この要項は公益社団法人日本放射線技術学会支部規約関東支部運用細則第5条の目的を遂行するために必要な研究会の設置・運営などについて定める。

(事業)

第2条 研究会は目的達成のため、次の事業を行う。
1.年度計画として支部理事会で承認された講演会、セミナー、シンポジウムなどの開催
2.支部主催事業への援助
3.論文の執筆及び支援等の事業
4.その他、目的達成のために必要な事業

(研究会の設置)

第3条 研究会の設置は、学術委員会の提案により支部理事会の承認を経て、次年度事業から設置するものとする。

(研究会の解散)

第4条 研究会の解散は、支部理事会の議決を経て実施されるものとする。

(役員)

第5条 研究会には次の役員を置く。
1.代表幹事 1名
2.幹事 若干名
3.その他代表幹事が必要と認めた場合、顧問を置くことができる。

第6条 代表幹事は学術委員会の推薦を受け支部長が委嘱する。代表幹事は研究会を代表し研究会活動を統括する。

第7条 幹事・顧問は代表幹事の推薦を受け支部長が委嘱する。幹事は研究会の活動目的の遂行に協力支援する。顧問は専門的知見や経験に基づき研究会活動に関する助言を行う。尚、幹事・顧問は原則として関東支部の会員であることが望ましい。

第8条 代表幹事は会務を円滑に行うため、副代表幹事、総務、会計などの補佐役を任命することができる。

(任期)

第9条 研究会役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(報告)

第10条 研究会代表幹事は、研究会に関する活動計画、予算請求並びに役員名簿を、毎年10月31日までに学術委員長へ提出することとする。

第11条 研究会代表幹事は、研究会終了後速やかに活動報告を学術委員長に提出する。

2. 研究会代表幹事もしくは財務担当者は、毎月の財務報告を翌月の6日までに財務委員長に報告する。

第12条 学術委員長は研究会を統括し各研究会の予算請求案を取り纏め第3回支部理事会に、収支報告を取り纏め第1回支部理事会に提出する。

(その他)

第13条 この要項に定めるものの他必要な事項は支部理事会にはかり定める。

(要項の改訂)

第14条 この要項は支部理事会の承認により改訂することができる。

附則

この要項は平成21年4月25日より施行する。

平成22年11月13日 一部改訂

平成26年11月3日 一部改訂

平成30年4月28日 一部改訂

2024年2月3日 一部改訂